

人吉市農業委員会定例総会
(第5回)

令和6年5月24日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年5月24日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 24 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 25 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 26 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 4 議第 27 号 農地利用集積等促進計画（案）について
日程第 5 議第 28 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	刈 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子

同	18番	椎葉 徹
同	19番	元田 和弘
同	20番	赤池 親
同	21番	迫田 公江
同	22番	仲村 建彦
同	23番	北山 加一郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

議事録署名農業委員 3番 原 口 政 廣
 議事録署名推進委員 20番 赤 池 親

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥越 輝喜
係	長	豊永 英紀
主	任	湊田 奈緒美
再任用職員		坂井 正子

開会 9 : 30

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第5回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に3番委員、20番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第24号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第24号 朗読

○（議長）1番から2番について、9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）おはようございます。農地法第3条の1番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用内となっております。2筆合計の1,715㎡でございます。3条の無償移転、

贈与となっております。譲渡人、譲受人も記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。この案件については、昨年も2件ありまして、その時に3人の方に贈与されるという話でございまして、今回は最後の案件となっております。譲受人におかれましては、畜産経営をされており、繁殖と肥育とのことでした。この農地は何年か前までは水田放牧をされておりましたが、今は牛が入っておりません。受入世帯の稼働人員が1人となっておりますが、従業員の方が2人おられまして、息子さんも休みの時には手伝いをされております。来年にはお孫さんも帰ってきて畜産業を引き継いでいくとのことでした。3条の調査書をご覧ください。1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よりお願いいたします。

次に2番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。農用内、4筆合計の1,746㎡となっております。これも3条の無償移転で贈与となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。先ほども言いましたが、譲受人は同じ方になりますが、譲渡人も1番の方の親戚関係になりました。遠方に住んでおられ、こちらにも帰ってこないということで今回の申請になったとのことでございます。この農地は上の1番と続きのように川に沿ってある農地でございます。やはり同じで前は放牧もされておりました。すぐにでも放牧をされるという気持ちでおられましたが、5年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書も提出されておりますので、作付けをしていただくようお願いをしてきました。また、途中に調査も入ることも伝えてきたところでございます。それでは、調査書をご覧ください。1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしましたので、ご審議の方よりお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番から5番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）農地法第3条の3番についてご報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。面積は5筆合計の5,697㎡と2筆合計の1,653㎡、合計の7,350㎡です。これは有償移転になります。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。位置図の2ページをご覧ください。ここは、農地が隣接しており、譲受人も有償移転で話を受けられました。譲受人は農業法人を立ち上げられ、錦町のほうでも7町ほど耕作されているということです。農業機械のほうも取り揃えておられ、準備は整っている状態です。今回、人吉市ということで少し懸念されておられましたが、隣接している土地ということで、今回の申請に至ったということです。調査書をご覧ください。1番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

次に4番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。2筆合計の2,449㎡です。ここも3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人は3番と同じで法人になります。ここも譲渡人の方が高齢になられ、こちらにはいらっしゃらないということと3番の農地と隣接しているということで、売却に同意されました。調査書をご覧ください。1番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、5番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。ここは1筆で1,350㎡です。ここも3条の有償移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。ここも3条の有償移転です。譲渡人がこちらのほうにはいらっしゃらないということで、同意されたそうです。調査書をご覧ください。1番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
４番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。
続いて５番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって５番は原案可決いたしました。
日程第２・議第２５号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第２・議第２５号 朗読

- （議長）１番について４番委員の調査報告をお願いします。

- （４番委員）５条の１番についてご報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外です。面積は８９７㎡のうち３５０㎡です。ここは賃貸借権の設定です。貸付人と借り受人は記載のとおりです。位置図の３ページをご覧ください

い。ここは国道沿いで工事をやっておりますが、なかなか工事が進まないということで、受けられた方も工事の進み具合を見ながらということでしたが、資材置場として活用するところが5月で契約が切れるということで再度、申請を出されたそうです。では、実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であり、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）資材置場の一時転用となっておりますが、その後はどのような形になるのでしょうか。
- （4番委員）その後とはどういうことでしょうか。今のところは資材置場としてずっとされております。今回、工事が長引いており、再度、資材置場として活用するとのことです。
- （事務局係長）事務局から補足いたします。農地転用の一時転用の場合は、原形復旧することが前提にあるので、間違いなく農地に戻してもらいます。農地の形状もいろいろとありまして「被災している農地を耕作できるような状態に戻してください」ということはなかなか言えません。原形復旧が原則となっております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について7番委員の調査報告をお願いします。
- （7番委員）おはようございます。議第25号、農地法第5条の許可申請に対する2番

の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で面積は4筆合計の2, 009㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲、6区画分の建設です。農振区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は位置図のとおりです。この土地は元々市民農園としてされておりましたが、現在はされておりません。今は草等を除草されている状態です。被害防除方策として造成に係る土砂の流失、堆積、崩壊への対応策につきまして、被害が生じないよう細心の注意は払うが、万が一不都合があった場合は申請人が責任をもって対応することになっております。実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。3番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。議第25号、農地法第5条許可申請に対する3番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で381㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的はドッグランです。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。申請地は別紙の位置図のとおりです。ここで少し補足をさせていただきます。位置図の北側にある農地ですが、そちらに関しては先月の総会にてアパートの転用許可をいただいております。その際にアパート自体がペット飼育可能な物件ということもありましたので、そちらの相乗効果を狙ってドッグランにするということで転用申請があがってくる予定であると報告していた土地となります。続きまして、立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご

審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。３番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
４番から５番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。
４番から５番について１０番委員の調査報告をお願いします。

- （１０番委員）おはようございます。議第２５号、農地法第５条の許可申請に対する４番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で１２３㎡です。農振区分は農用外です。所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用の目的は駐車場の建設であります。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外であります。この申請地は現在、建設中の建物がありますが、その建物に近く、周りには民家も１軒しかございません。そして、非農地でありまして、国道の近くでこのように民家が少ない、非耕作地であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図のとおりです。事業計画書によりますと、土地の選定理由が現在、建設中の開業に向けて従業員の駐車場を探していたところ、近隣に譲ってもいいと言われる土地が見つかりました。建設中の建物からも近く、影響を及ぼす隣接農地もないことから、従業員用駐車場として本件申請地を選定したということであります。事業の目的及び必要性については、大正時代創業のここのお店は、長期にわたり親しまれてきましたが、令和２年７月豪雨災害にて甚大な被害を受け、休業を余儀なくされました。元の所在地では再建が難しく、新しい場所に移しての再稼働を目指し、現在、建物建設中であります。移転先は人吉中心部から離れますが、国道へのアクセスにも便が良く、また閑静な集落内に位置し、以前とはまた違った周辺環境の中で訪れるお客様に心安らぐひとときのおも

てなしが提供できると考えているということでもあります。給排水計画等については、給水はございません。申請地から生活雑排水、汚水は出ないということでした。雨水排水については、敷地内浸透、自然乾燥にて排水するとのことでした。防除計画については、建物の建設をするために業者が近隣に現場事務所を構えておられますが、現状回復する際の土砂と砂利を利用して造成をするということでありました。また、完成後の被害防除方策あるいは近隣農地の対応については、諸問題が発生した場合は、相手方と双方で対処するという事です。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は同じく田、面積は1筆の88㎡でございます。農振区分は農用外です。これは所有権移転ではなく、この件については賃貸借権の設定であります。貸付人、借受人は記載のとおりです。また、ここも同じく1枚の田と思えるような土地が隣接しておりまして、ここの転用目的も駐車場建設であります。農地の区分は同じく第2種農地でありまして、都市計画用途指定区域外であります。同じくこの申請地は先ほどの土地と隣接している関係で現在、建設中の建物から近く、周りには非農地や国道の近くで民家も少なく、非耕作地であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図のとおりです。土地の選定理由も基本的に同じであります。が、従業員の駐車場を探していたところ、近隣に貸してもいいという土地が見つかったということでもあります。同じく建設中の建物からも近く隣接する農地もなく、駐車場として本件申請地を選定したということでございます。必要性については、先ほどと同じ内容が記載してありました。給水はありません。雨水排水については、敷地内浸透、自然乾燥にて排水。生活雑排水、汚水はありません。造成については、建物の建設をするために業者が近隣に現場事務所を構えておられますが、現状回復する際の土砂と砂利を利用して造成をいたします。また、諸問題が発生した場合は、相手方と双方で対処するという事です。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

○（職務代理者）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。５番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって５番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）日程第３・議第２６号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第３・議第２６号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、中－４番は２４番委員、中－５番は４番委員、中－６番は９番委員、中－８番は１３番委員となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和6年5月14日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が18,604㎡、「畑」が8,395㎡、合計の26,999㎡あがってきております。一番下の所有権移転はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が1件、再設定が5件、合計の6件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が8,102㎡、「畑」が5,410㎡、合計の13,512㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時10分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- （16番委員）1番についてです。新規設定なのでおそらく実績はないと思いますが、借賃が反当り3万5千円で存続期間が30年間ということですが、この契約が珍しいと言いますか、特に制限なども無いのでしょうか。

- （事務局 坂井）お答えいたします。まず、30年についてですが、今までにない長期な契約になります。これについては、もちろん心配いたしまして、農業会議の方に尋

ねましたところ、30年というのも法律上、問題ないということでクリアできると思います。私も借人の会社名を初めて聞きましたが、新規就農のカードや営農計画書、履歴事項全部証明書を提出していただいております、その中にこの会社の概要が書いてございます。目的は太陽光などの他の項目もありますが、農産物の生産や加工、販売などの農業に関する目的もありまして、そのために解除条件付きが出来る法人として認識しております。また、先ほど「おそらく素人ではないだろうか」とのお話もありましたが、営農計画書の中にそのようなことが書いてございますが、作物別に専門の栽培知見を有する農業支援組織から農業指導を受けて営農を行う予定である。今回、オリーブ栽培となっておりますが、オリーブ栽培は、オリーブの矮化栽培に特化してオリーブの栽培ノウハウを提供する合同会社から農業指導を担当していただいて、栽培実証を行うということを書いてございます。それから、今回はオリーブですが、サツマイモも栽培されるそうです。それについては、近畿大学生物理工学部の教授から農業指導を受けて栽培実証を行うと書いてございます。それから人吉市を手掛かりに今後、球磨郡全体で農業を目指していくということで、まずは、人吉市を突破口にするという話を聞いてございます。以上です。

- （16番委員）金額については高いかと思ったのですが、期間も長期になります。本人さんたちは納得しているのでしょうか。
- （事務局 坂井）貸人の方は皆さんがご存じの方でございしますが、来庁された際に確認をしたところ「やってみます」と言われまして、金額についてはご本人さんで書いていただいておりますので、納得していただいた金額だと思っております。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （6番委員）借受人は初めての申請になりますか。先ほど少し説明がありましたが、内容的にもう少し詳しく教えていただければと思います。記載されている住所に会社があるようですが、だいたいどちらの方ですか。
- （事務局 坂井）提出していただいた書類の中でしか説明できませんが、執行役員でいらっしゃる方は県外に住んでおられますが、元々、人吉市出身だということです。五日町で染物業をやっていらしかったところのご子息になられます。来週には人吉市の方に転居されて今後、農業に専従されるとのことでした。
- （6番委員）法人ということですか。

○（事務局 坂井）法人です。

○（１１番委員）少し聞いた話ですが、私が調査に行きました。私があまりにも質問をするので「決して悪徳業者ではありません」と言われました。３０年後についても質問をしましたが「妥当である」と言われました。借賃についても貸人に聞いたところ「これでいいです」ということでした。オリーブについては、どれくらいの大きさの鉢かは分かりませんが、鉢に入れて栽培をされるそうです。これについても専門家のアドバイスを受けて取り組まれるということで、良い品種だと思います。調査した結果、そのような内容でした。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

中-４、５、６、８番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

中-４、５、６、８番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第４・議第２７号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第２７号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、１番は私が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- (事務局 坂井) お手元の資料をご覧ください。令和6年5月15日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、2件ありました。利用権の転貸の「田」が8,330㎡、「畑」が8,197㎡、合計で16,527㎡あがってきております。貸借を受ける者の1番の全部効率要件、2番の常時従事要件、3番の地域における安定的農業経営要件についてそれぞれ審査をお願いします。以上です。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時25分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- (6番委員) 2番についてですが、以前から農地を借りられており、現地の状態は分かりませんが、どのように栽培されているのか状況を分かる限り教えていただければと思います。
- (事務局係長) 私が直接の担当ではありませんが、同じ校区で私も近くに農地があり、この農地の前を通りますが、適正に管理をされていて特に問題があるような耕作の仕方はされていません。
- (1番委員) 作物的には今は麦の刈り取りをやっておられます。その前には蕎麦を作られておりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1 番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の 1 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第 5 ・議第 2 8 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第 5 ・議第 2 8 号 朗読

○（議長）1 番について 1 7 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 7 番委員）おはようございます。議第 2 8 号の非農地証明願の 1 番について調査報告をいたします。総会議案書の 8 ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和 6 年 5 月 1 6 日に私と 6 番委員、事務局と現地調査を行いました。申請地の北側は宅地、東側は願出人の宅地、西側は山林、南側は西間上町公民館に隣接しており、申請地は宅地に囲まれ、願出人の宅地を通らないと入れない場所に位置しております。願出人のお父様が生前まで耕作されていたようですが、申請地は水はけが悪く、水が溜まりやすい状態で田としては使えず、土を入れ、畑として利用しようとされましたが、それでも水が溜まり、耕作出来ないとのことでした。現地を確認したところ、願出人の話のとおり水はけが悪いことも確認しております。以上のことから、協議をしました結果、証明書の交付については、非農地証明の基準の 3 のイに該当すると判断し、農地への復元は不可能であり、調査の結果、非農地証明は適当と判断をいたしました。以上、報告いた

します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和6年第5回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時30分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員